

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月5日

【会社名】 タカセ株式会社

【英訳名】 TAKASE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大宮司 典夫

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋一丁目10番9号

【電話番号】 03(3571)9497

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 笹岡 幹男

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋一丁目10番9号

【電話番号】 03(3571)9497

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 笹岡 幹男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月29日開催の第101期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

減少する剰余金の項目とその額	
別途積立金	300,000,000円
増加する剰余金の項目とその額	
繰越利益剰余金	300,000,000円

第2号議案 株式併合の件

併合する株式の種類および割合
当社の発行する普通株式10株を1株に併合
株式併合の効力発生日
平成29年10月1日
発行可能株式総数
2,700,000株

第3号議案 定款一部変更の件

株式併合に併せて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。なお、その変更効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって発生する旨の附則を設け、当該変更の効力発生をもって本附則を削除するものであります。また、現行定款第5条(公告方法)に規定する当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

第4号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役6名が任期満了となるほか、経営の効率化を図るため、2名減員して、新たに大宮司典夫、笹岡幹男、赤澤紀之、中村慈美の4氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役井上義博氏が辞任することから、補欠として新たに宮崎泰史氏を選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	6,758	107		(注)1	可決 89.83
第2号議案	6,854	11		(注)2	可決 91.11
第3号議案	6,858	7		(注)2	可決 91.16
第4号議案					
大宮司 典夫	6,744	121			可決 89.65
笹岡 幹男	6,744	121		(注)3	可決 89.65
赤澤 紀之	6,744	121			可決 89.65
中村 慈美	6,744	121			可決 89.65
第5号議案					
宮崎 泰史	6,858	7		(注)3	可決 91.16
第6号議案	6,317	548		(注)1	可決 83.97

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。